

茅ヶ崎市立梅田小学校

いじめ防止基本方針

令和7年6月 改訂
茅ヶ崎市立梅田小学校

I 基本的な考え方

いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、いじめを受けた児童等が在籍する学校に在籍している等いじめを受けた児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※ 定義についての補足説明

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

2 いじめに対する基本的な姿勢

1. いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうることであることを踏まえ、いじめ防止に向けた取り組みを進めることが重要であり、次のような認識を持って問題に向き合うことが大切である。
 - いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること。
 - いじめは、大人のいない場所で行われることが多く、発見しにくいものであること。
 - いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、あらゆる場面で起こりうるものであること。
 - いじめはいかなる理由があっても決して許されないとの毅然とした態度で対応すること。
 - いじめの発生が0ではなく、いじめの見逃しが0を目指すこと。

Ⅱ いじめの防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取組み

○いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度や、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取り組みを進める。
- ・日頃の授業や行事等、特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで自己有用感・充実感を得られる学校生活を推進する。
- ・学校関係者や地域の方、NPO団体等との連携を通して、理科や保健、総合的な学習の時間等、学校での教育活動の様々な場面において、「いのちの大切さ」を学ぶ「いのちの授業」の展開を図る。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行う。
- ・推進協や自治会の協力を得て、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかわる時間を多くするように努める。
- ・具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する

2 いじめの早期発見のための取組み

○いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。
また、その他の必要な措置を講じる。

- 1 児童対象の児童生活アンケート調査を年2回及び必要に応じて実施する
- 2 心の教育相談員、スクールカウンセラーの活用、SSWの要請
- 3 個人面談、教育相談
- 4 市いじめ相談窓口(市青少年教育相談室)との連携

- ・けんかやふざけ合いであっても、その裏で被害が発生している場合もあるため背景の事情を丁寧に調査し、いじめに該当するか否かの判断をすることが必要である。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ検討会議」を通して情報共有と対策に努める。また、必要に応じて関係機関等と連携をして、対応する。
- ・学校の組織力の向上のために、児童指導に関する会議や研修において、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

3 いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、迅速に事実の確認を行う。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・特に配慮が必要な児童については、当該児童への適切な支援、関係機関や保護者との連携、周囲の児童の理解を促す指導等が不可欠となる。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じる。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときには、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・学校運営協議会、推進協議会、民生委員児童委員等、地域の力を借りて、情報提供等の連携を進める。

4 いじめの解消

- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- ・単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断せず、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日

常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

※ 「解消している」状態を判断する要件

1 いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

2 いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅲ 「いじめ検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ検討会議」を設置し、半期に1回程度開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

1 定例会

(1) 構成

管理職、児童指導担当、教育相談コーディネーター、各学年より1名、養護教諭

* 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命する。

(2) 活動内容

・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

2 緊急開催時

(1) 構成

いじめの発生が疑われる学年の職員

* 対応の経過・結果は、適宜管理職に報告する。

* 事案の内容や、対応経過等から、学年の職員のみでの対応が困難な場合は、管理職に報告・相談する。

* 校長が事案内容に応じて、他の教職員や、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し任命する。

(2) 活動内容

・いじめに関する相談・通報への対応

- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定・報告

IV 重大事態への対処

○重大事態については、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に従って、適切に対応する。

18 1 重大事態の判断

- ・いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
「重大な被害」の例
 - ①自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神の疾患を発症した場合 等
- ・いじめを受けていた児童が、いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

2 重大事態の報告

- ・学校は市教育委員会を通じて教育長に報告する。

3 重大事態の調査

- ・市教育委員会が学校主体の調査組織で調査を行うと判断をした場合は「緊急対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。また学校主体の調査では、重大事態の対処に十分な結果が得られないと市教委が判断した場合は、教育委員会に「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会調査専門部会」を設置し調査を行う。

(1) 「緊急対策チーム」の構成

管理職、児童指導・支援教育担当総括教諭、児童指導担当者等

* 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

* 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明。
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、報告書に、当該保護者が調査結果に係る所見をまとめた文書を添えて報告する。